

CIB W062 国際シンポジウム並びに第 24 回国際建築設備調査団のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、公益社団法人空気調和・衛生工学会並びに NPO 給排水設備研究会の共同により、第 45 回 CIB W062 国際シンポジウムに参加することを目的とした「第 24 回国際建築設備調査団」を企画いたしましたのでご案内申し上げます。

CIB W062 は、CIB（国際建築・建設における研究・技術のための国際協議会（略称：建築研究国際協議会））の傘下に組織された給排水設備に関する委員会、この分野では唯一の国際シンポジウムを開催しています。このシンポジウムは世界各国の給排水設備に関連した最新情報が集まることで注目されています。

今回の第 45 回 CIB W062 国際シンポジウムは、2019 年 9 月 8 日～10 日の 3 日間、オーストラリアの東南端にある、かつてのオリンピック開催地、また全豪オープンが開催地として有名なメルボルンで開催されます。シンポジウムでは、2 日間のコンファレンス（論文発表）を始め、オフサイトツアーやウェルカムレセプション、ガラディナー（祝賀会）が行われます。この他、ツアー独自の企画として、メルボルンにおけるサステナブル建築等の調査、また、メルボルンからアクセスのよいタスマニア島のホバートを訪れ、豊かな自然を体感しながら、飲用にも用いられている雨水活用の状況等を調査する予定です。

CIB W062 国際シンポジウムは、ヨーロッパ諸国、アメリカ、ブラジル、中国、香港、台湾など各国の学術動向や設計法・施工技術・製品開発の最新情報の収集はもとより、次世代を見据えた持続可能なエネルギー・資源の課題について広く情報交換するなど、国際的な産学を横断するたいへん有意義な企画となっています。

調査団の主旨をご理解の上、ぜひともご参加いただきたくお願い申し上げます。

敬具

2019 年 3 月

第 24 回国際建築設備調査団

団長 小瀬 博之

**空気調和・衛生工学会
NPO 給排水設備研究会共催
第 24 回国際建築設備調査団**

※NPO 給排水設備研究会は第 28 回

第 45 回 CIB W062 国際シンポジウム (オーストラリア)

**実施期間：2019 年 9 月 6 日 (金) ~ 9 月 13 日 (金) 5 泊 8 日
訪問地：オーストラリア (メルボルン) (タスマニア)**

募 集 要 項

●名称	第 24 回国際建築設備調査団 CIB W062 国際シンポジウム
●団長/副団長	小瀬 博之 (東洋大学教授) / 中野 民雄 (静岡文化芸術大学准教授)
●旅行期間	2019 年 9 月 6 日 (金) ~ 9 月 13 日 (金) 5 泊 8 日
●募集人数	19 名様 (最少催行人員 15 名様)
●添乗員の同行	あり (成田空港発羽田空港着で 1 名同行いたします)
●旅行代金	2 名 1 室利用お一人様 ¥424,967- 1 名 1 室利用お一人様 ¥498,967-
●申込み締切日	2019 年 5 月 24 日 (金) 16:00 (但し、締め切り前であっても定員になり次第締め切らせて頂きます。)
●申込み方法	申込書に必要事項を記載の上、ファクシミリまたは電子メールにてお申込み下さい。 お送り頂いた方に、申込金 50,000 円のご請求書をお送りいたします。 内容ご確認の上、お申込金を当社指定口座にお振込み下さい。 お申込金の到着を持って正式申込みとさせていただきます。 <振込先> ・銀行/支店名: みずほ銀行 新宿新都心支店 ・口座番号: 普通預金 NO. 817062 ・口座名義: 株式会社大成ツーリスト 本社営業所

◆本企画に関する最新情報 <https://npo-jspe.org>

◆主催者 (オーストラリア) による情報提供 <http://cibw062.melbourne/>

※オプション (追加手配/料金)

- ビジネスクラス利用: 追加費用 お一人様 600,000 円 (追加費用が変わる場合がございます)
- シンポジウム登録代行: レジストレーション費用実費 + 代行手数料 1 件につき 4,320 円

企画: 海外視察企画に関するお問い合わせ先
公益社団法人空気調和・衛生工学会
162-0825 東京都新宿区神楽坂4-8 神楽坂プラザビル4F
TEL 03-5206-3600 FAX 03-5206-3603
NPO 給排水設備研究会
102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目4-4
TEL 03-3234-2106 FAX 03-3234-2107

旅行取扱: 参加ツアーに関するお問い合わせ先
株式会社大成ツーリスト
観光庁長官登録旅行業 307 号 日本旅行業協会正会員 IATA 公認代理店
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-8-12 昇立西新宿ビル 9F
TEL 03-5330-5050 FAX 03-5330-5051
担当: 井澤
(E-mail izawa@taisei-tourist.co.jp)

■ 調査団 予定日程

NO	月日曜日	発着地／滞在地	現地時間	交通機関	摘 要	食事
1	9/6 (金)	成 田 空 港 東京（成田）発	18：00 20：05	QF080	成田空港第2ターミナル集合 空路メルボルンへ（10時間40分） ＜機内泊＞	朝：× 昼：× 夕：機
2	9/7 (土)	メルボルン着 ホ テ ル 着	07：45 16：00頃	専用車	到着後、専用車で市内視察へ メルボルン市内視察 ホテル到着後解散 ※午後 CIB プレミーティング (関係者のみ) ＜メルボルン泊＞	朝：× 昼：レ 夕：×
3	9/8 (日)	メルボルン滞在	終日		■CIBW062 シンポジウム出席 ・ローカルツアー ・ウェルカムレセプション ＜メルボルン泊＞	朝：ホ 昼：○ 夕：○
4	9/9 (月)	メルボルン滞在	終日		■CIBW062 シンポジウム出席 ・テクニカルセッション ＜メルボルン泊＞	朝：ホ 昼：○ 夕：×
5	9/10 (火)	メルボルン滞在	終日		■CIBW062 シンポジウム出席 ・テクニカルセッション ・フェアウェルディナー ＜メルボルン泊＞	朝：ホ 昼：○ 夕：○
6	9/11 (水)	ホ テ ル 発 メルボルン発 タスマニア着 ホ テ ル 着	08：20 09：35	専用車 QF1011 専用車	ホテルチェックアウト後空港へ 空路タスマニア(ホバート)へ(1時間15分) 到着後ホバート市内視察 ホテルチェックイン後解散 ＜タスマニア泊＞	朝：ホ 昼：レ 夕：×
7	9/12 (木)	ホ テ ル 発 タスマニア発 シドニー着 シドニー発	16：35 18：25 20：50	専用車 QF1586 QF025	ホテルチェックアウト後専用車で市内へ ホバート市内視察 空路シドニーへ（1時間50分） 到着後乗継 乗継後帰国の途へ（9時間25分） ＜機中泊＞	朝：ホ 昼：× 夕：機
8	9/13 (金)	東京（羽田）着	05：15		国際線ターミナル到着・通関後解散	朝：× 昼：× 夕：×

* 発着時刻 及び 交通機関は、変更になる場合がございます

＜利用予定航空会社＞QF：カンタス航空

＜食事予定＞ホ：ホテルにて ○：CIB 提供 レ：市内レストラン 機：機内食 ×：食事提供なし

＜利用予定ホテル＞メルボルン：クオリティホテルバットマンズヒルオンコリンズ

タスマニア：トラベロッジホバート

ご旅行条件書（募集型企画旅行契約）

1 お申込

- (1) 参加申込書、旅券コピーを含め、必要書類に必要事項を記入のうえ、ご郵送・FAX又はEメールでお申込み下さい。お客様が参加申込書にお客様のローマ字を記入される時は、旅券に記載されているとおりご記入ください。お客様が誤って記入された場合には、航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。また、氏名のほかに性別、年齢、国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。
- (2) 2019年5月24日（金）までに申込書を提出してください。申込期限後にお申込書をご提出いただいた場合、旅行契約を締結できないことがあります。
- (3) 旅行開始時に70歳以上の方、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- (4) お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (5) この旅行は、株式会社大成ツーリストが企画・実施するもので、お客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約は当社の承諾と上記申込書の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込書を受理した日とします。

2 お客様が出発までに実施する事項

- (1) 海外危険情報について
渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また「外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp>)」でもご確認ください。
- (2) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について
 - ①「十分注意してください」：通常通り催行いたしますが、当社にて渡航情報（危険情報）の書面をお受け取りください。
 - ②「不要不急の渡航は止めてください」：当社に適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報（危険情報）並びに、危険回避措置に関する説明を行い、書面を交付いたします。この場合、お客様は旅行契約を解除することができます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。
 - ③「渡航は止めて下さい」「退避してください」：催行を中止いたします。
- (3) 保健衛生について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症」ホームページ(<https://www.forth.go.jp>)でご確認ください。

3 確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は、旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

4 旅行契約内容

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当社の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与出来ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。

5 当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- ①申込条件の不適合
- ②病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ③実施条件が成就しない可能性が極めて大きいとき

6 当社の責任

当社は当社または、手配代行者がお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。お荷物に係する賠償限度額は一人15万円（ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません。

- ・天災地変、戦乱、暴動等による、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ・官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由によって損害を被ったとき

7 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入金見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個または一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については除きます。

8 お客様の責任

お客様の責任、故意または過失により当社が損害を被った時は、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または、旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

9 お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないように商品の確認および、レシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は、国内諸法令により日本へ持込が禁止されている品物がございますので、購入には、十分ご注意ください。

10 事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

（もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

11 個人情報のお取扱について

- (1) 当社は、お申しいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号を
- (2) 当社は、旅行申込の際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客様との連絡等の為に必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアー提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。
- (3) 当社、および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (4) 当社は旅行先でお客様のお買い物便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
尚、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、旅行条件書記載の連絡先まで出発前までにお知らせください。
- (5) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。

12 旅行代金のお支払について

旅行契約成立後、旅行開始日前の指定期日(原則として21日前)迄に当社指定金融機関口座へ銀行振り込みでお支払頂きます。

お振込の際の手数料はお客様負担とさせていただきます。

旅行代金に含まれる費用と、含まれずお客様にご負担いただく費用は以下の通りです。

<旅行代金に含まれるもの>

- * 運送機関の運賃…旅行日程に記載のエコノミークラス包括割引航空運賃及び貸切バス1台料金
- * 宿泊費用……………スタンダードクラスホテル宿泊料金及び税・サービス料金 (2人部屋に2名宿泊を基準とします。)
- * ガイド・アシスタント費用…日程表記載の日本語ガイド・アシスタント同行料金
- * 手荷物運搬費用…お一人様2個までの手荷物運搬料金(※オーストラリア国内線はお一人様1個までとなります。)
(エコノミークラスは航空バックを含めて1個当たり3辺の和が158cm以内・最大23kgまでが原則です)
- * 団体行動に伴うガイド、ドライバー及び通訳へのチップ
- * 航空燃油サーチャージ及び航空保険料
- * 成田空港旅客施設使用料+保安サービス料、現地空港税
- * 海外旅行特別保証(お一人様当たり傷害死亡・後遺傷害2,500万円)
- * 日程表記載の朝食(5回)昼食(2回)夕食(0回)料金。但し機内食及びシンポジウム主催者から提供される食事は回数からはずします
- * 渡航手続き書類・日程表作成
- * 9月7日、9月11日視察に関わる通訳及び手配料実費
- * 公益社団法人空気調和・衛生工学会事務局向け事務取扱費用
- * 添乗員同行経費(成田空港発、羽田空港着にて1名同行いたします。)(シンポジウム同伴者登録費用含む)

<旅行代金に含まれないものの一例>

- * 国際シンポジウム参加登録費用(当社代行の場合1件につき実費+4,320円の手数料を申し受けます。)

登録区分・登録時期	登録費	
	2019年5月31日までに登録	2019年6月1日からの登録
会員	800 オーストラリアドル	990 オーストラリアドル
非会員	960 オーストラリアドル	1190 オーストラリアドル
学生	700 オーストラリアドル	900 オーストラリアドル
同伴者	700 オーストラリアドル	750 オーストラリアドル

- * オーストラリアETAS申請費用(当社代行の場合1件につき実費+3,240円の手数料を申し受けます。)

※ETASについて <https://www.eta.homeaffairs.gov.au/ETAS3/etas?locale=ja&submit=cancel>

- * 超過手荷物料金
- * クリーニング代、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他個人的性質の諸費用とこれらに伴う税・サービス料
- * 視察・研修に関わる機材など見積記載以外に発生した場合の実費(会議室料金、映像通信機材など)
- * 旅券申請書作成代行手数料……………お一人様 4,200円(代理申請費用・印紙代を除く)
- * 国際線ビジネスクラス利用追加差額……………お一人様600,000円(ビジネスクラス割引運賃)
- * 旅行日程記載以外の国内交通費及び国際線航空運賃
- * 任意の海外旅行傷害保険料
- * 日程表記載以外の飲食費(但し機内食、シンポジウム主催者から提供される食事及び食事提供時の飲物代を除く)

13 お取消(旅行契約の解除)について

お客様は以下に定める取消料をお支払頂くことにより旅行契約を解除できます。

区分	取消料
① 2019年7月26日～2019年8月5日	旅行代金の10%
② 2019年8月6日～2019年9月2日	旅行代金の20%
③ 2019年9月3日～2019年9月4日	旅行代金の50%
④ 2019年9月5日以降の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

* お客様から契約解除のお申し出が当社の休業日及び営業時間外の場合、当社の翌営業日を基準として算出いたします。

14 お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、他の方に交替することができます。なお、この場合に要する手数料については、お客様にご負担頂きます。

15 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、ご請求下さい。

当社ホームページ<http://www.taisei-tourist.co.jp/> からご覧になれます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。

また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。